

改正

令和7年3月25日告示第74号

令和7年5月27日告示第147号

大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本町における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、大台町太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大台町補助金等交付規則（平成18年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象設備)

**第2条** この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備等のエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果がある設備（以下「対象設備」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 中古設備ではないこと。
- ウ リース設備ではないこと。
- エ 増設又は買替えてないこと。

(2) 蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 第1号で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ウ 中古設備ではないこと。
- エ リース設備ではないこと。
- オ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- カ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- キ 定置用であること。
- ク 20キロワットアワー以下の蓄電池であること。
- ケ 増設又は買替えてないこと。
- コ 別添「蓄電池の仕様」を満たすもの。

(補助対象経費)

**第3条** この要綱において、補助の対象となる経費は、前条に定める対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

2 前項の購入費用及び工事費用に係る契約は、この要綱の適用日以後に締結されたものに限る。

(補助対象者)

**第4条** 町長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者（以下「補助対象者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 町内で自ら所有し居住する住宅の屋根又は住宅敷地内の倉庫、カーポート等の屋根に対象設備を設置する者であること。

- (2) 町債権（町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道使用料、生活排水使用料、町営住宅使用料、保育料並びに給食費及びその他町の歳入となるものをいう。以下同じ。）に未納がないこと。
- (3) 補助対象者と同一の世帯を構成する者が、町債権に未納がないこと。
- (4) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯を構成する者が、転入者の場合であって、申請時に町債権が確認できないときは、転入前に居住していた住所地において、当該市区町村の町債権と同等の債権に未納がないこと。
- (5) 対象設備について、国又は三重県の他の補助等を受けて事業を実施しない者であること。
- (6) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない者であること。
- (8) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）を遵守できる者であること。
- (9) 発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。
- (10) 設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量にひもづく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
- (11) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- (12) 大台町暴力団排除条例（平成23年大台町条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（補助金額）

**第5条** 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 太陽光発電設備 発電出力（kW表示の小数点以下切捨）に1キロワット当たり7万円以内と1キロワット当たりの工事費及び設置費と比較して少ない方の額を乗じた額（千円未満切捨）とし、10キロワットを限度とする。
  - (2) 蓄電池 蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）（kWh表示の小数点第2位以下切捨て）の3分の1以内の額（千円未満切捨て）とする。ただし、1キロワットアワー当たり155,000円（工事費込み・税抜き）の3分の1の額（千円未満切捨て）を上限とし、10キロワットアワーを限度とする。
- 2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。また1者1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に係る見積書及び契約書（契約していない場合は不要）の写し
- (2) 対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- (3) 対象設備の仕様書

- (4) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 発電電力の消費量計画書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの  
（補助金の交付決定）

**第7条** 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、大台町太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

**第8条** 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下しようとするときは、大台町太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めるときは、大台町太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（状況報告書）

**第9条** 町長は、必要と認めるときは、補助対象者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告書）

**第10条** 補助対象者は、対象設備の設置が完了したときは、速やかに大台町太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に係る契約書・領収書の写し
- (2) 対象設備の保証書の写し
- (3) 発電設備の連系に関するお知らせ及び売（買）電契約書等の写し
- (4) 対象設備の設置状況を把握できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

（補助金の額の確定）

**第11条** 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大台町太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

**第12条** 補助対象者は、前条の額の確定通知を受けた後、大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（財産処分等の制限）

**第13条** 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ大台町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第10号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、大台町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書（様式第11号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 交付を受けた者は、前項の規定により承認を受けて対象設備を財産処分等した場合において、町長の命令があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

4 前項の規定による補助金の返還を命じられた交付を受けた者は、その命令のなされた日から20日以内に返還するものとし、町長は期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の再確定）

**第14条** 補助対象者は、第11条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、町長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条に準じて提出するものとする。

2 町長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 町長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

**第15条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助対象者が、法令等又は法令等に基づく町長の処分若しくは指示に従わない場合

（2） 補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（3） 補助対象者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

2 町長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 町長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（自家消費割合の報告）

**第16条** 補助対象者は、事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間を対象とした大台町太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書（様式第12号）を提出しなければならない

い。

2 前項の報告の期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日までとし、計3回報告するものとする。

3 自家消費割合報告書には、様式第12号において定める書類を添付しなければならない。  
(現地調査等)

**第17条** 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 町長は、補助対象者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

**第18条** 補助対象者は、補助金の申請書、実績報告書に関連する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について、大台町補助金等交付規則（平成18年1月10日規則第45号）第20条で定める処分制限期間を経過しない場合においては、経過するまでの期間保存しなければならない。

(その他)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 町長は、この告示の施行前に事業着工した申請者から申請があった場合は、三重県太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱による補助金の交付決定日まで遡及して申請を認めることができる。

#### 附 則（令和7年3月25日告示第74号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和7年5月27日告示第147号）

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条第2項の規定にかかわらず、令和8年5月18日から同年5月31日までの間に締結された補助事業に係る契約については、令和8年6月1日以後に締結された契約とみなして、この要綱の規定を適用する。

3 前項の規定による適用を受ける場合であっても、補助事業の着手（工事の着手を含む。以下同じ。）の日が、改正後の要綱第7条の規定による補助金の交付の決定の日前であるときは、補助金の交付の対象としない。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大台町長 様

申請者 住 所

氏 名

大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書

大台町太陽光発電設備等設置費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- |    |               |                           |          |            |
|----|---------------|---------------------------|----------|------------|
| 1  | 設置場所          | 大台町                       |          |            |
| 2  | 設置区分          | (1) 既存住宅                  | (2) 新築住宅 | (3) 建売住宅   |
| 3  | 対象設備の区分       | (1) 太陽光発電設備               | 発電出力     | k W        |
|    |               | (2) 蓄電池                   | 蓄電容量     | k W h      |
| 4  | 総事業費          |                           |          | 円 (税込)     |
|    | 内訳            | 太陽光発電設備                   |          | 円 (税込)     |
|    |               | 蓄電池                       |          | 円 (税込)     |
| 5  | 補助対象事業費       |                           |          | 円 (税抜)     |
|    | 内訳            | 太陽光発電設備                   |          | 円 (税抜)     |
|    |               | 蓄電池                       |          | 円 (税抜)     |
| 6  | 補助金の申請金額      |                           |          | 円 (千円未満切捨) |
|    | 内訳            | 太陽光発電設備                   |          | 円 (千円未満切捨) |
|    |               | 蓄電池                       |          | 円 (千円未満切捨) |
| 7  | 売電の有無         | 有                         | ・        | 無          |
| 8  | 事業着手 (予定) 年月日 |                           | 年        | 月 日        |
| 9  | 事業完了 (予定) 年月日 |                           | 年        | 月 日        |
| 10 | 工事施工業者 (予定)   | 所在地<br>事業所名 (担当者名)<br>連絡先 |          |            |
| 11 | 添付書類          |                           |          |            |
- (1) 対象設備の見積書及び契約書 (契約していない場合は不要) の写し
  - (2) 対象設備の設置場所及び付近の見取図
  - (3) 対象設備の仕様書
  - (4) 委任状 (事務等代行者へ委任する場合に限る。)
  - (5) 誓約書 (申請者用・施工業者用 (契約をしていない場合は不要))
  - ※ (契約をしていない場合は) 誓約書 (施工業者用) は契約後速やかに提出すること。
  - (6) 対象設備で発電する電力の消費量計画書
  - (7) 世帯全員の完納証明書又は非課税証明書 (町外からの転入者又は町外申請者のみ)
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

12 住民情報及び税情報の閲覧に対する同意

大台町太陽光発電設備等設置費補助金の交付申請をするにあたり、第4条の交付要件を満たすかの確認のため、申請者の住民情報と申請者及び同一世帯に属する者の下記表に示す町債権の納付状況に関し、町において確認することに同意します。

以下、役場記入欄

※下記債権の内、該当するものの納期到来分について納付状況を確認(該当する方に☑)					
1	町税	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>	6	町営住宅使用料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>
2	介護保険料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>	7	保育料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>
3	後期高齢者医療保険料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>	8	給食費	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>
4	水道使用料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>	9	その他町の歳入となるもの ( )	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>
5	生活排水使用料 (浄化槽・下水道)	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>			

※該当しないものについては、未納なしとすること。

## 様式第2号（第6条関係）

### 誓約書（申請者用）

大台町太陽光発電設備等設置費補助金を受けるに当たり、下記の事項について誓約します。

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- 2 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 3 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 5 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 6 一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- 7 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- 8 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 9 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 10 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 11 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 12 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- 13 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 14 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- 15 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量にひもづく環境価値を需要家に帰属させること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的にひもづけること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると思なすものとする。
- 16 法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 17 発電した電力量のうち30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
- 18 補助対象設備に対し、国や県から他の補助金等を受けていないこと。
- 19 大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の各規定に遵守すること。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

## 誓約書（施工業者用）

様が大台町太陽光発電設備等設置費補助金を受けて設置する設備の施工に際し、下記の事項について誓約します。

- 1 申請者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないよう説明すること。
- 2 申請者が法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないよう説明すること。
- 3 申請者が補助対象設備に対し、国や県から他の補助金等を受けていないことを確認すること。
- 4 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施すること。
- 5 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 6 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うこと。
- 7 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 8 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 9 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 10 導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことを登録対象機器の添付書類（取扱説明書等）に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起すること。
- 11 大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の各規定に遵守すること。

年 月 日

施工業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

様

大台町長

大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、次のとおり交付及び金額を決定したので、大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 交付の条件等

- (1) 大台町補助金等交付規則及び大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 対象設備の法定耐用年数の期間内において、善良な管理者の注意をもって適正に使用し、管理すること。
- (3) 対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときには、あらかじめ財産処分等承認申請書（様式第10号）を町長に提出すること。
- (4) 補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて現地調査等が行われるときには、遅滞なくこれに応じること。
- (5) 事業の成果を示すデータの提供等、当該補助金に関する町長からの協力の求めに応じること。

3 財産処分等の制限

対象設備の法定耐用年数の期間内において、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ大台町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第10号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

当該財産処分等を承認すべきと認めるときは、大台町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書（様式第11号）により、通知するものとし、補助対象設備を財産処分等した場合において、町長の命令があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

4 補助金交付の取消

大台町補助金等交付規則第16条及び大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第15条に基づき、下記の事項のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令等又は法令等に基づく町長の処分若しくは指示に従わない場合
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

5 補助金等の返還

補助金等の交付の決定を取り消した場合において補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

大台町長

大台町太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、下記の理由により不交付とすることを決定したので、大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

大台町長 様

申請者 住 所  
氏 名

大台町太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書

先に交付決定を受けた大台町太陽光発電設備等設置費補助金について、（変更・中止・取下）したいので、大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 交付決定を受けた日 年 月 日 第 号

2 理由

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

大台町長

大台町太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大台町太陽光発電設備等設置費補助金の（変更・中止・取下）について、大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認の条件

様式第7号 (第10条関係)

年 月 日

大台町長 様

申請者 住 所  
氏 名

大台町太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助金について、大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第10条の規定により、設置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- |   |              |         |            |
|---|--------------|---------|------------|
| 1 | 設置場所         | 大台町     |            |
| 2 | 対象設備設置完了年月日  |         | 年 月 日      |
| 3 | 総事業費         |         | 円 (税込)     |
|   | 内訳           | 太陽光発電設備 | 円 (税込)     |
|   |              | 蓄電池     | 円 (税込)     |
| 4 | 補助対象事業費      |         | 円 (税抜)     |
|   | 内訳           | 太陽光発電設備 | 円 (税抜)     |
|   |              | 蓄電池     | 円 (税抜)     |
| 5 | 補助金額         |         | 円 (千円未満切捨) |
|   | 内訳           | 太陽光発電設備 | 円 (千円未満切捨) |
|   |              | 蓄電池     | 円 (千円未満切捨) |
| 6 | 太陽光発電設備の発電出力 |         | k W        |
| 7 | 蓄電池の蓄電容量     |         | k W h      |

※添付書類

- (1) 対象設備の設置に係る契約書 (申請時に契約書の写しを提出している場合は不要) ・領収書の写し
- (2) 対象設備の保証書の写し
- (3) 発電設備の連系に関するお知らせ・売 (買) 電契約書等の写し
- (4) 対象設備の設置状況を把握できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

様式第8号 (第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

大台町長

大台町太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書

年 月 日付けで報告のあった補助金に対し、次のとおり金額を確定したので、大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第9号 (第12条関係)

年 月 日

大台町長 様

請求者 住 所  
氏 名

大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定をうけた補助金について、大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

- (1) 金融機関の名称
- (2) 支店等の名称
- (3) 預金種類
- (4) 口座番号
- (5) 口座名義人
- (6) 口座名義人 (フリガナ)

様式第10号 (第13条関係)

年 月 日

大台町長 様

申請者 住 所  
氏 名

大台町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けて設置した設備を、下記の理由により処分したいので、大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 対象設備

2 処分の時期 年 月 日

3 処分の方法

4 処分の理由

様式第11号 (第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

大台町長

大台町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大台町太陽光発電設備等設置費補助金の財産処分等について、大台町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認の条件

大台町長 様

報告者 住 所  
氏 名  
(連絡先)

大台町太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告期間  
年 月 日 から 年 月 日 まで
- 2 発電量  
kWh (小数点第2位以下切捨て)
- 3 買電量  
kWh (小数点第2位以下切捨て)
- 4 売電量  
kWh (小数点第2位以下切捨て)
- 5 自家消費量  
kWh (小数点第2位以下切捨て)
- 6 自家消費割合  
% (小数点第2位以下切捨て)
- 7 添付資料
  - (1) 上記1～5の発電量等が分かる書類
  - (2) 売電がある場合は、1か月の売電の明細及び売電相手のわかる書類
  - (3) その他町長が必要と認めたもの

蓄電池の仕様

（1）蓄電池パッケージ

ア 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

（2）性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること）

イ 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

ウ 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

エ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

オ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

（3）蓄電池部安全基準

「JIS C 8715-2」又は「IEC 62619」の規格を満足すること。

（4）蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 「JIS C 4412」の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若しくは「JIS C 4412-2」※の規格も可とする。

※ 「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表

第八」に準拠すること。

(5) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(6) 保証期間

ア メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JIS C4413 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。